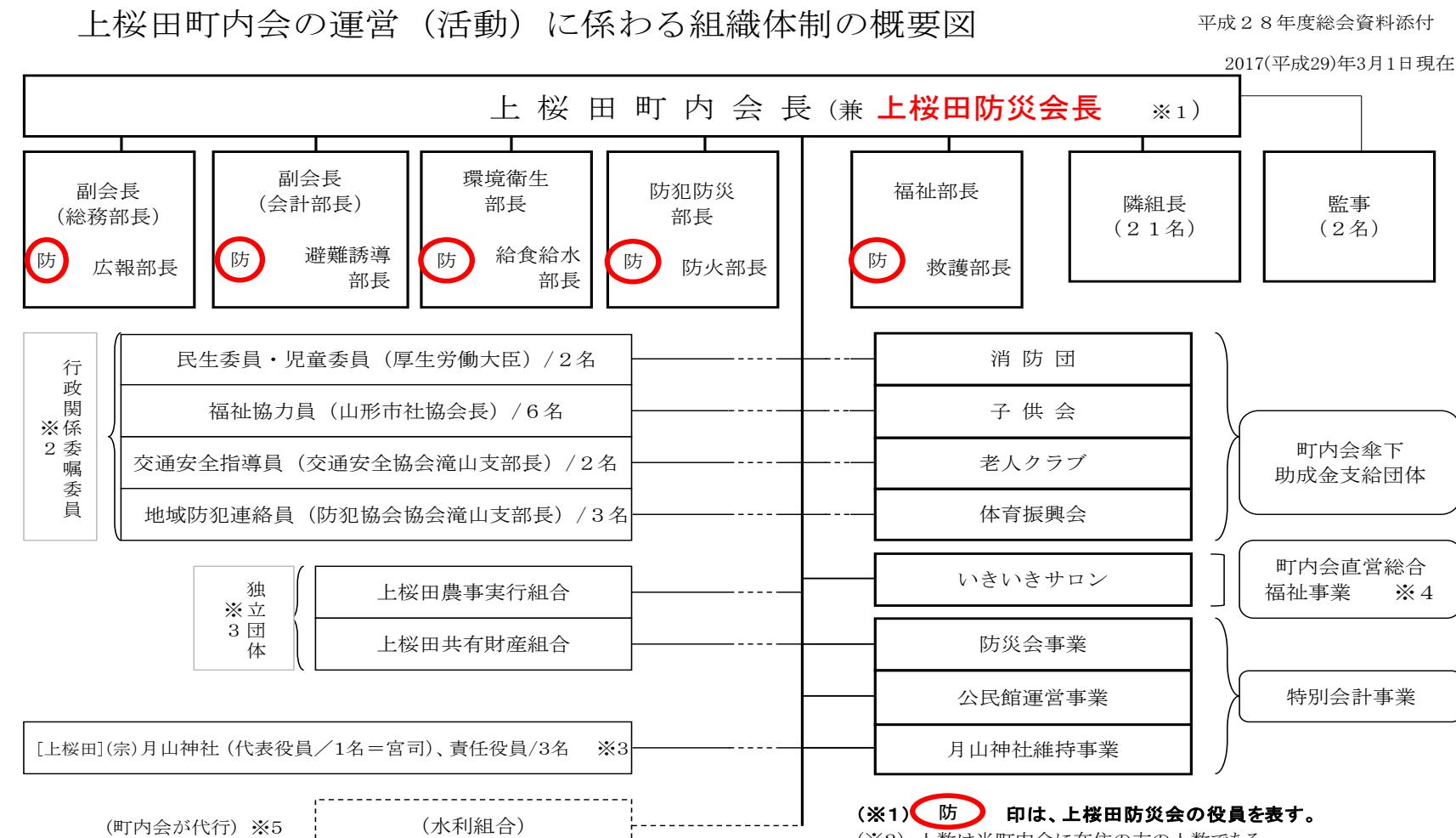


## 【KT-report 17】 任意独立団体の位置付けと構成要件

本会には、図-1のとおりの種々の組織団体が関係しています。

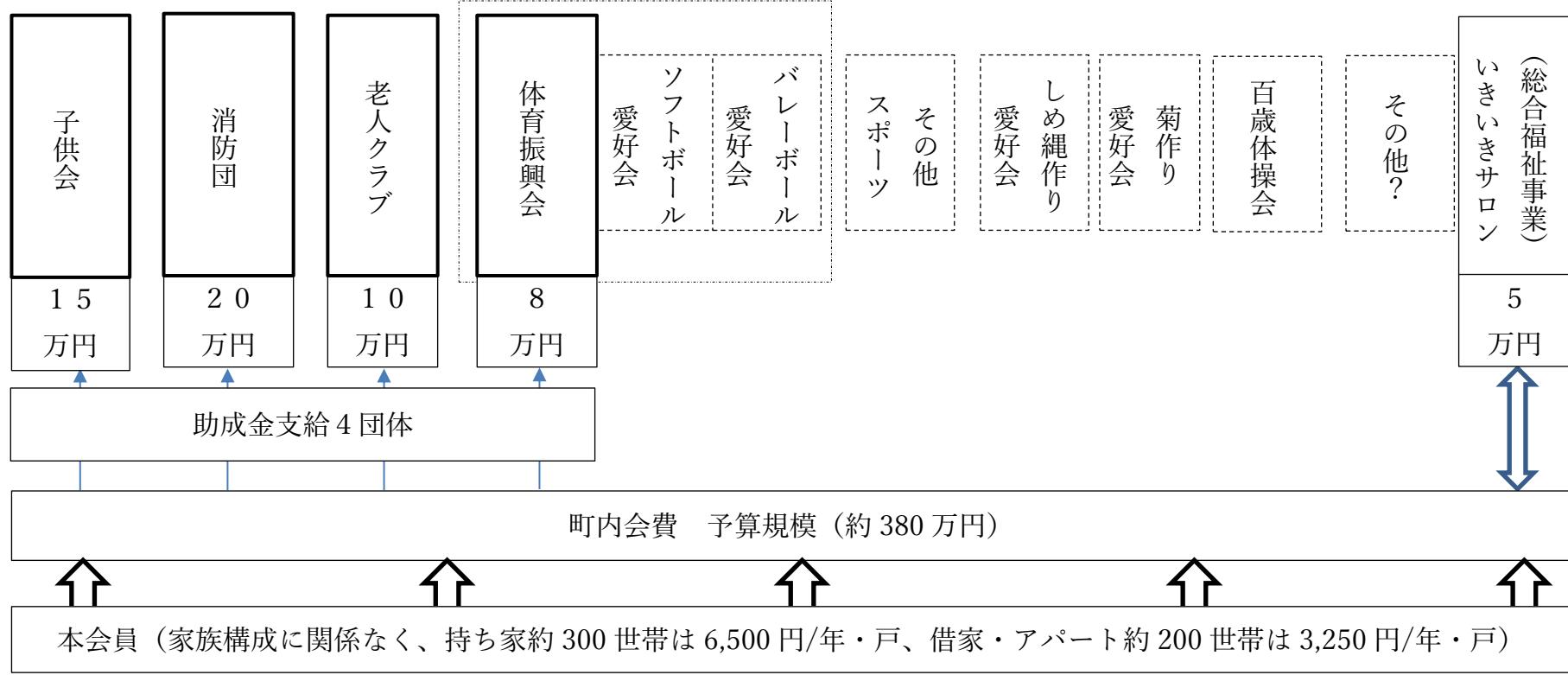


<注>町内会通常活動において、町内会長の直接指揮関係を伴わない処は、直結しない表示とした。

図-1

中でも本会から助成金を支給している団体として4団体があります。同団体以外に趣味のサークルを含む実態は図-2のとおりです。その他関係団体の名前は飛び交うが、それらの位置付け・性格的要件が不明です。そもそも何なのですかということです、整理して会員に周知された文書はありません。

| 項目       | 私の従事期間  |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|          | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  |
| 消防団助成金   | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 老人クラブ助成金 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 体育振興会助成金 | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  | 80,000  |
| 子供会助成金   | 130,000 | 130,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 100,000 | 150,000 |



ある時、私は「農事実行組合とか、共有地組合（本会に直接関係するのは共有財産組合）とは何なのですか？」と某氏に聞いた時のことです。その方は「大沼、お前、ここに来て何年になったのか？」、私「20年以上だ！」、その方から「何だ、そんなに長い間、住んでいてそんなことも知らねえのか！」とバッサリ切られ馬鹿にされたことがありました。

また、助成金支給団体についてもその構成要件が明確では無いと言うと「大沼、名称からしてどんなことをやっている団体か想像できるだろう、そうでなければよっぽど馬鹿だよ」という佞人が表れました、が、それはさておいて次に展開します。

## 1. 助成金支給4団体の位置付け

本会の助成金支給4団体については、図-3のとおりに、現行規約（細則）に明記されています。

### 【上桜田町内会規約細則】

#### （助成金支給団体）

第13条 本会の助成金支給団体は次のとおりとし、予算で定めた額を助成金として支給する。

- (1) 上桜田消防団
- (2) 上桜田子供会
- (3) 上桜田老人クラブ
- (4) 上桜田体育振興会
- (5) その他、必要と認められる団体

2 助成金支給団体は、年度末に次の書類を提出するものとする。

- (1) 当年度の事業または活動報告書と決算書
- (2) 次年度の事業または活動計画書と予算書

3 第1項の団体とは、規約および役員が定められ、本会と密接な関係により継続的に運営されている団体で、本会の指導のもと本会事業に協力できる団体とする。

図-3

## 2. 愛好会（サークル）の位置付け

(1) 「しめ縄作り愛好会」とは何？

なぜ、「サークル・愛好会の位置付け」について取り上げたのかということです。「しめ縄作り愛好会」から入ります。毎年4月29日開催の（宗）月山神社の例大祭に係り、事前にしめ縄を作っています。ある会員の物置小屋を利用させて貰っています。その方に謝礼金として1万円を出しています。小屋の事前準備労務対応や茶菓子代、そして稲藁代の費用相当なのでまったく問題はありません。このようなやり方（謝礼金支出）については、執行役員の一部が分かっているだけで、全会員に広く知らせて来ません、広報して来ませんでした。私は反省しています。このような謝礼金を出しているこの内容をよく理解していないと次のような疑問が出ます。「それではうちらの〇〇愛好会にも助成して貰えないか」という声が挙がりそうです。

そこで、「しめ縄作り愛好会」に助成している根拠は次のとおりだと思っています。

□1；一つ目は、本会事業活動（本来は宗教法人月山神社）の例大祭に直接関与するものであること、

□2；二つ目は本会の図(表)-3中細則の「(5) その他、必要と認められる団体」に該当する団体（愛好会）であると認めたということだと思います。

しかしです、よく考えてみると、しめ縄作りは例大祭に直接必要なものであり、愛好会に依頼するという位置付けではなく、他の愛好会と同列ではないのかという誤解を惹起させないために、本

会直営で行うという位置付けにした方が分かりやすいと思います。もちろん必要な謝礼金は何の問題もありません。

### (2) 愛好会の位置付け

平成28年度中に私が知り得た愛好会は、ソフトボール愛好会、バレーボール愛好会、その他スポーツ愛好会、菊作り愛好会、百歳体操会、しめ縄愛好会などがありました。有志による趣味活動の集まりである「○○愛好会」の中には、私達にも幾ばくか（茶菓子代程度）の助成金が欲しいという処があるかもしれません。まずは、本会が公認するための要件を整理しておく必要があります。そもそも図(表)-3のとおりの現行公認4団体にしても、名称からはある程度想像できるが、入退会、会費の要否、規約の制定などの基本的な要件が明確化されていません。

### (3) 認定要件の設定

本会の細則第13条には図(表)-3のとおりの記載がありますが、「(5) その他、必要と認められる団体」の解釈です、必要性の要件が明示されていません。図-2記載以外の組織も含めて、吾が○○愛好会にも助成金が欲しいとネジを巻かれて、腐れ縁・しがらみの中で、時一部の執行役員の判断で決めかねないのです。そこで本会が愛好会の有無（存在）を積極的に調査する必要はないが、申請受理から公認するまでの要件を整理しておく必要があります。まずは図(表)-4とおり細則の改定することです。そして、別途提案の「総務部取扱マニュアル」へ認定要件を織り込むことです。

#### 【上桜田町内会規約細則】

(助成金支給団体)

第13条 以下省略

(5) その他、必要と認められる団体。 ただし、認定要件は「総務部取扱マニュアル」による。

[追加を提案]

図(表)-4

なお、現状においても、○○愛好会から活動に関し、周知等の回覧依頼があった場合や施設利用の申請があった場合は、図(表)-5のとおりの本会細則第7条に基づき認めることになっています。

#### 【上桜田町内会規約細則】

(公民館及び集会所の使用)

第7条 上桜田公民館及び芸工大前集会所（以下「施設」という）を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 施設を使用する者は、会長に施設使用申込書（様式2）を提出し、許可を受けるものとする。

・・・

2 施設の使用料等は・・・

(1) 会員の施設使用料は、無料とする。

図(表)-5

「総務部取扱マニュアル」（仮称）の助成金支給団体の欄（章）には、次のような認定要件を整理・列挙しておきます。下記3点は骨子の例示です。当然ですが現行支給団体にも適用します。

- ✓ 1 ; 団体・会の存立目的、役員の配置等の規約を持つこと
- ✓ 2 ; 入退会の要件、会費の要否を明示すること
- ✓ 3 ; 活動報告書と決算書、活動計画書と予算書の作成と提出を行うこと

#### (4) 助成金の設定の是非

本会の助成金支給 4 団体をも含めて支給額について、全体的、抜本的な見直しを行う必要を感じています。

### 3. 各団体の構成要件の整理

上記助成金支給 4 団体は、元々は任意の自主独立団体ですが、以前から本会とは助成金受給関係にあることから、規約（細則）に規定・明示しています。いわゆる、本会公認の協調・協力団体です。その他に、近年の本会事業計画には、「農事実行組合」（里山さわやかロード『林道上桜田線』）の草刈りや「共有財産組合」（上桜田公民館敷地の賃貸借契約締結相手）の名称が出て来ます。そもそも、そのような関連団体の事業内容は何なのか、誰でも入会出来るのか、入会資格や会費は必要なのか、などという構成要件は何なのかということを誰もが知りたいのです、しかし、本会組織内部においてさえも公表・公開されていません。

今、ここで取り上げている話題は、本会マター（本会枠内限定の案件）だということです。インターネットで本会活動を外部に公開はしていません。例えば「大沼、憲法があることを知らないのか」と言われて“知らない、分からない”というのであればこれは国民としてとてもとても恥ずかしいことです、馬鹿にされても仕方はありません。しかし、本件は本会組織だけに係る問題です、であれば、会員には微に入り細に亘り懇切丁寧な説明が必要です。

そこで、私の経験を踏まえ平成 27 年度断面において、次ページ以降に順不同で簡単（メモ的）に整理して見ました。当該関係者から見ると私の誤解や勘違いがあるかと思います、その場合は遠慮なく提案型姿勢の意見を賜れば有り難く存じます。

=====

各種団体については図(表)- 6 に、行政委嘱者については図(表)- 7 に私の案として記載した。

本会に係る種々の団体の中身について、昔から在住している人達においてさえも、構成要件を熟知している人は、他人に済々と説明出来る人は少ないと思います、いや、皆無だと思います。ましてや、芸工大土地区画整理事業以降に入居して来た約 200 世帯の方々はほとんど知らないと思います。

どなたかの世代で整理されて周知してくれる有為な人の出現を期待しています。

どなたかの執行態勢下において、毎月 2 件くらいずつ、統一した様式（フォーマット）で構成要件を整理して回覧して欲しい。最後に、全件を一覧にして全戸配布して欲しいものです。

|         | 団体名     | 設立目的、設立の背景   | 運営主体  | 活動の内容・任務  | 活動参加資格  | 会費・運営経費                                       |
|---------|---------|--|---|---|---|---|
| 助成金支給団体 | 老人クラブ   | 高齢者の豊かな知識と経験を活かして、本町内会の諸活動への参加により、老後の生活を健全で豊かなものとし、生きがいを高めること。   | 本町内会の高齢者が自主的に運営                                   | 毎月1回、黒沢温泉に行き、体を清潔にするだけでなく、心身をリラックスさせるとともに、懇談の場を持って、相互の人生交流増進に資する活動              | 本町内会に属する70歳以上の方を対象とするが、それ以下であっても希望者は参加できる。    | ・個人会費；？<br>・本会から助成金100千円を受給<br>・外部からの助成（補助）金； |
|         | 子供会     | 子供達の健全育成を図ること。   | 本町内会の小学生以下の子供達とその父母・家族が自主的に運営                     | 子供育成のための諸活動<br>4月29日の上桜田月山神社の祭典に於ける子供神輿の渡御                                      | 小学生以下の子供達（とその父母・家族）である。                       | ・個人会費；？<br>・本会から助成金150千円を受給<br>・外部からの助成（補助）金； |
|         | 体育振興会   | 地域のスポーツ活動を通して、体力向上や健康増進を図ること。  | 本町内会のスポーツを愛する子供達とその父母・家族が自主的に運営                   | ・大人のスポーツクラブ・サークルというような感じで、各種スポーツ大会への参加<br>・本会活動の大きなイベントである「上桜田夏祭りビアガーデン」の事務局を担当 | 本会の成人、男女を問わない。                                | ・個人会費；？<br>・本会から助成金80千円を受給<br>・外部からの助成（補助）金；  |
|         | 消防団     | 平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守ること。   | 地域に於ける消防防災のリーダーとしての団員で運営                          | ・地域に設置される消防機関の任務を負い、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆け付ける。                                | 本会の青年が対象となる。<br>団員に登録した時から非常勤特別職の地方公務員の身分となる。 | ・個人会費；？<br>・本会から助成金200千円を受給<br>・外部からの助成（補助）金； |
| 特別会計事業  | 防災会     | 地震、風水害その他の非常災害に対し、組織的な防災活動を行うこと。   | 本会  |   |   | 本会直営の特別会計事業                                   |
|         | 公民館運営   | 公民館・集会所の建物の建替えを見越して積立てること。   | 〃   |   |   | 〃   |
|         | 月山神社    | 宗教法人（上桜田）月山神社の建物の建替えを見越して積立てること。   | 〃   |   |   | 〃   |
| 独立系団体   | 農事実行組合  | 農業が主要産業を形成した時代に結成されて、農協の事業活動の一部を担うこと。  | 農協の正組合員・準組合員・非組合員、つまり、兼業農家や非農家のいわゆる農業者達も構成員となって運営 | ・「上桜田夏祭りビアガーデン」実行委員会事務局の一員<br>・災害時の初期の段階に於ける救助活動が重要であるが、その時必要なものが、各種敷材を提供       | 一般会員にも参加資格はある                                 | ？   |
|         | 共有地組合   | 通称、「共有地組合」と言われている組織団体は、正式名称の「上桜田部分林造成組合」と、正式名称の「上桜田部落共有財産組合」の二つを合わせたものを呼称している。   | 両組合の組合長は、両方を兼務                                    | ・当町内会活動とは、「上桜田部落共有財産組合」（後者）が関係<br>・上桜田公民館の土地を所有し、本会と借地契約を締結                     | 関係者のみ   | ？   |
| 直営      | いきいきサロン | 本会の総合福祉活動を推進すること。  | 本会直営  | 本会役員、民生委員・児童委員、福祉協力員の3者連携の基で展開  | 加入退会の手続きは無く全会員が対象                             | ・平成30年度は50,000円を支給<br>・山形市社会福祉協議会から助成金5,000円  |
| 他       | （水利組合）  | 本会には、正式の水利組合は組織して来なかった。しかし、水利組合の一般的な業務を本会が代行している。滝山地区（上桜田、中桜田、蔵王桜田一下桜田？の3地区）の水利に係り、竜山川の岩波より取水している三桜田堰の維持・管理を行っている。主に執行役員で対応している。 |   |   |   |   |
|         | 月山神社    | 正式名称は「宗教法人月山神社」であるが、昔から地元が崇敬して来た氏神神社   | 本来は、宗教法人（責任役員）側であるが、本会が直営し、違憲状態となっている。            | 毎年4月29日の例大祭を斎行  | 本会と関係者  |   |

| 以下は、本会活動と密接不可分の業務を担っている行政委嘱者を整理した |  |   |  |
|-----------------------------------|--|---|--|
|                                   | 委嘱関係   | 配置の趣旨等  | 職務関係   |
| 民生委員・児童委員と主任児童委員                  | 民生委員・児童委員及び主任児童委員は、本会長⇒滝山地区社会福祉協議会長⇒山形市長⇒山形県知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱される。              | 社会福祉の増進に努めることを担い、前者は町内会単位に数名（本会では2名）、後者は地区（滝山地区に1名）単位に配置          | 民生委員の職務については、民生委員法第13条に規定されている。<br>主任児童委員の職務について児童福祉法第17条に規定されている。     |
| 福祉協力員                             | ほん会長の推薦によって（福）山形市社会福祉協議会から委嘱される。   | 約50世帯に一人の割合で配置との方針に従い、本会には平成27年度から6人を配置                           | ①見守り・声かけ・訪問活動（早期発見）、②連絡・通報活動（早期対応）、③情報提供活動、④地域福祉活動への協力、⑤近隣への協力・呼びかけ活動等 |
| ●●<br>交通安全指導員（安協）                 | ・一つ目は、地区校長が推薦し、山形市長が委嘱する「交通安全指導員」<br>・二つ目は（財）一般財団法人山形県交通安全協会滝山支部から委嘱された同支部理事（役員） | 一つ目の指導員は、2015（平成27）年度当初に於いては、本会に在住の人はいない。<br>二つ目の指導員は、本会には2名配置を基本 | 交通安全広報啓発活動の推進など<br>毎月1日・15日に立哨（りっしょう）指導                                |
| 地域防犯連絡員                           | 山形地区防犯協会連合会会長ならびに山形警察署長の両名から委嘱される。   | 理事1名と上記防犯連絡員3名（内1名は理事と兼務）の3名が配置されている。                             | 春・夏・秋・年末の地域安全運動や機関誌やポスター、チラシ等の各種広報媒体を活用し、防犯意識の向上活動                     |

図(表)-7

(end)